

[TOP page](#)[資料室](#)[イベント情報](#)[講師を探す](#)[Worker's 広場](#)[関連リンク](#)

資料室


[HOME](#) | [資料室](#) | [一般教養](#) | [教育カリキュラム](#) | [労働法実務講座](#)
[労働組合](#)[労働者福祉・共済](#)[一般教養](#)[社会保障](#)[労使トラブル法律相談Q&A](#)[労働関係法](#)[経営全般](#)[人間関係とコミュニケーション](#)[ライフプラン](#)[男女共同参画](#)[公務員関係法](#)[日朝の歴史](#)[7つの習慣](#)[中東の歴史](#)[ボランティア活動](#)[環境活動](#)[社会貢献活動](#)[自己啓発](#)[生涯学習](#)[外交・防衛問題](#)[資本論](#)[教育カリキュラム](#)[日本国憲法](#)

労働法実務講座⑧

「専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法」

有期雇用労働者の雇用の安定を図ることを目的として労働契約法が改正され、有期労働契約が反復更新されて通算5年を超えた場合に、労働者が事業主に申込みをすることにより期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できるルールが設けられた。

この改正法が施行された当初は、パート、アルバイト、派遣社員、契約社員、嘱託など職場での呼称にかかわらず、6か月間や1年間などの有期雇用労働者であれば、すべてこの無期転換ルールの対象となるという解釈がなされていた。

しかし、一口に有期労働契約といっても、その業務内容や主な労働者の属性、必要とされる知識やスキル及び各企業における活用方法は様々ではないため、1年後の平成26年4月になると、大学等及び研究開発法人の研究者、教員等については、無期転換申込権発生までの期間を5年ではなく10年とするという特例が設けられた。また、労働契約法改正と同時に高齢者雇用安定法が改正され、定年後の再雇用については、原則として希望者全員に対し65歳までの雇用を確保する措置を講じることが義務化されたこともあり、定年後に再雇用される労働者等にまで無期転換ルールの対象範囲を広げることが改正法の趣旨にそぐわないものではないか、あるいはこの無期転換ルールのために、かえって高齢者を5年を超えて雇いにくくなるのではないかと、このことから定年後継続雇用労働者への無期転換ルール適用除外の特例が設けられた。

この特例では、事業主が法定の雇用管理計画を作成して厚生労働大臣の認定を得た下記の①②の労働者には、無期転換申込権は与えられない。

① 5年を超える一定の期間内に完了することが予定されている業務（以下「プロジェクト」）に就く専門的知識等を有する有期雇用労働者（以下「高度専門労働者」）
 （なお、高度専門労働者の基準として、年収要件は1075万円以上、高度の専門的知識の範囲は、博士の学位を有する者や公認会計士や医師、弁護士、社会保険労務士、税理士、一定の実務経験を有するシステムエンジニア等、厚生労働省令等で定められている。）

② 定年後引き続き同一の事業主に雇用されている期間は、無期転換への申込権は発生しない。
 例えば、60歳で定年後、同一の事業主と1年間の有期労働契約を結んで再雇用され、その後契約更新を繰り返して、65歳（通算5年）を超えて雇用されている状態となったとしても、その事業主に雇用されている期間中は、無期転換申込権は発生しない。

専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法施行規則

(つづく)

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

Worker's Library 会員登録
お申し込みはこちらです。

>>一覧へ戻る

傾聴

語り部スキル

🔍 キーワード検索はこちら

📄 サイトマップ 🔍 このサイトについて 🛡️ 個人情報保護の取組みについて

🏠 ページTOPへ

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's広場

関連リンク

Worker's Library 静岡で働く人のための資料閲覧サイト
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.